

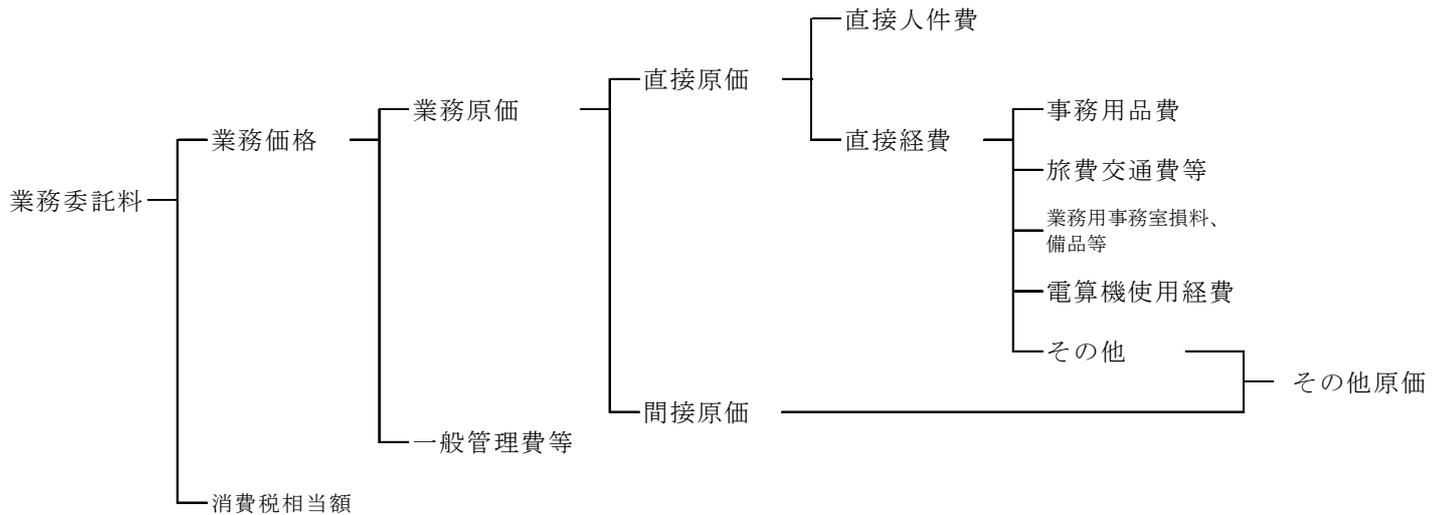
第1章 総則

1. 適用範囲

この積算基準は、県土整備部が発注する土木工事に係る発注者支援業務を発注する場合に適用する。
発注者支援業務とは、積算技術業務、工事監督支援業務をいう。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

a 事務用品費

b 旅費交通費等（業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む）

c 業務用事務室損料及び備品費等

d 電算機使用経費 等

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費とする。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、土木工事設計単価表で定める。

(ロ) 直接経費

事務用品費、業務用自動車損料及び電算機使用経費は業務遂行上、特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

b 旅費交通費等

旅費交通費等に関する算定は、土木工事標準積算基準書（計画調査編）に準ずる。

なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

業務名	旅費交通費等	旅費交通費等の上限 (千円)	備考
積算技術業務	土木工事標準積算基準書（計画調査編） 参考資料 1-3 旅費交通費 区分 土木設計業務による		旅費交通費等の率は、 打合せ、現地調査の費用を含む
工事監督支援業務	直接人件費の 4.15%	—	旅費交通費等の率は、 打合せ、現地確認、段階確認、 工事検査等への臨場の費用を含む

c 業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

d 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

e その他

電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、次のとおりとする。

積算技術業務：35%

工事監督支援業務：25%

※端数処理等の方法は、土木工事標準積算基準書（計画調査編）参考資料 第1編第1章 第2節2-2（8）による。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、次のとおりとする。

積算技術業務：35%

工事監督支援業務：35%

※端数処理等の方法は、土木工事標準積算基準書（計画調査編）参考資料 第1編第1章 第2節2-2（8）による。

ニ 業務価格

端数処理等の方法は、土木工事標準積算基準書（計画調査編）参考資料 第1編第1章 第2節2-2（9）による。

ホ 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ (\text{落札率を乗じた額}) \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (\text{変更業務委託料}) \quad (\text{落札率を乗じた額}) \end{array}$$

- 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

4) 一般管理費等は、直接人件費、直接経費の変更に伴い変更を行う。

(4) その他

この積算基準に記載がない事項については、必要に応じて、土木工事標準積算基準書（計画調査編）を参考とする。

第2章 積算技術業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、県土整備部が発注する土木工事に係る積算技術業務を発注する場合に適用する。

2. 業務内容

本業務の対象とする工種は以下のとおりとする。

(1) 適用工種（土木工事）

事業区分 (Lv0)	工事区分 (Lv1)	工事種別 (Lv2)
河川改修	築堤・護岸	河川土工, 軽量盛土工, 地盤改良工, 護岸基礎工, 矢板護岸工, 法覆護岸工, 擁壁護岸工, 根固め工, 水制工, 付帯道路工, 付帯道路施設工, 光ケーブル配管工, 構造物撤去工, 仮設工
	浚渫(河川)	浚渫工(ポンプ浚渫船), 浚渫工(クレーン船), 浚渫工(バックホウ浚渫船), 浚渫土処理工, 仮設工
	樋門・樋管	河川土工, 軽量盛土工, 地盤改良工, 樋門・樋管本体工, 護床工, 水路工, 付属物設置工, 構造物撤去工, 仮設工
	水門	工場製作工, 工場製品輸送工, 河川土工, 軽量盛土工, 水門本体工, 護床工, 付属物設置工, 鋼管理橋上部工, 橋梁現場塗装工, 床版工, 橋梁付属物工(鋼管理橋), 橋梁足場等設置工(鋼管理橋), 橋梁現場塗装工(鋼管理橋), コンクリート管理橋上部工(PC橋), コンクリート管理橋上部工(PCホースラップ橋), 橋梁付属物工(コンクリート管理橋), 橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋), 舗装工, 仮設工
	堰	工場製作工, 工場製品輸送工, 河川土工, 軽量盛土工, 可動堰本体工, 固定堰本体工, 魚道工, 管理橋下部工, 鋼管理橋上部工, 橋梁現場塗装工, 床版工, 橋梁付属物工(鋼管理橋), 橋梁足場等設置工(鋼管理橋), コンクリート管理橋上部工(PC橋), コンクリート管理橋上部工(PCホースラップ橋), コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋), 橋梁付属物工(コンクリート管理橋), 橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋), 付属物設置工, 仮設工
	排水機場	河川土工, 軽量盛土工, 機場本体工, 沈砂池工, 吐出水槽工, 仮設工
	床止め・床固め	河川土工, 軽量盛土工, 床止め工, 床固め工, 山留擁壁工, 仮設工
河川維持・修繕	河川維持	巡視・巡回工, 除草工, 堤防養生工, 構造物補修工, 路面補修工, 付属物復旧工, 付属物設置工, 光ケーブル配管工, 清掃工, 植栽維持工, 応急処理工, 撤去物処理工, 仮設工
	河川修繕	河川土工, 軽量盛土工, 腹付工, 側帯工, 堤脚保護工, 管理用通路工, 現場塗装工, 仮設工
砂防・地すべり対策	砂防堰堤	工場製作工, 工場製品輸送工, 砂防土工, 軽量盛土工, 法面工, 仮締切工, コンクリート堰堤工, 鋼製堰堤工, 護床工・根固め工, 砂防堰堤付属物設置工, 付帯道路工, 付帯道路施設工, 仮設工
	流路	砂防土工, 軽量盛土工, 流路護岸工, 床固め工, 根固め・水制工, 流路付属物設置工, 仮設工
	斜面对策	砂防土工, 軽量盛土工, 法面工, 擁壁工, 山腹水路工, 地下水排除工, 地下水遮断工, 抑止杭工, 斜面对策付属物設置工, 仮設工
道路新設・改築	道路改良	道路土工, 地盤改良工, 法面工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, コンクリート工, カルハート工, 排水構造物工, 落石雪害防止工, 遮音壁工, 構造物撤去工, 組立歩道工, トンネル工, 仮設工
	舗装	道路土工, 地盤改良工, 舗装工, 排水構造物工, 縁石工, 踏掛板工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 道路植栽工, 道路付属施設工, 橋梁付属物工, 組立歩道工, 仮設工
	鋼橋上部	工場製作工, 工場製品輸送工, 鋼橋架設工, 橋梁現場塗装工, 床版工, 橋梁付属物工, 歩道橋本体工, 鋼橋足場等設置工, 仮設工
	コンクリート橋上部	工場製作工, 工場製品輸送工, PC橋工, プレキャスト桁橋工, PCホースラップ橋工, RCホースラップ橋工, PC版桁橋工, PC箱桁橋工, PC片持箱桁橋工, PC押し出し箱桁橋工, 橋梁付属物工, コンクリート橋足場等設置工, 仮設工
	橋梁下部	工場製作工, 工場製品輸送工, 道路土工, 軽量盛土工, 橋台工, RC橋脚工, 鋼製橋脚工, 護岸基礎工, 矢板護岸工, 法覆護岸工, 擁壁護岸工, 仮設工
	トンネル(NATM)	道路土工, トンネル工(発破工法), トンネル工(機械掘削工法), トンネル工(非常駐車帯工), トンネル工(坑口工)DIIIパターン, トンネル工(小断面 NATM), 覆工, インハート工, 坑内付帯工, 坑門工, 掘削補助工, 仮設工

	コンクリートシエツト	道路土工, プレキャストシエツト下部工, プレキャストシエツト上部工, RCシエツト工, シエツト付属物工, 仮設工
	鋼製シエツト	工場製作工, 工場製品輸送工, 道路土工, 鋼製シエツト下部工, 鋼製シエツト上部工, シエツト付属物工, 仮設工
	地下横断歩道	仮設工, 開削土工, 地盤改良工, 現場打構築工
	地下駐車場	工場製作工, 工場製品輸送工, 仮設工, 開削土工, 構築工, 付属設備工
共同溝・電線共同溝	共同溝	工場製作工, 工場製品輸送工, 仮設工, 開削土工, 現場打構築工, プレキャスト構築工, 付属設備工
	電線共同溝	仮設工, 舗装版撤去工, 開削土工, 電線共同溝工, 付帯設備工
	情報ボックス	情報ボックス工, 付帯設備工, 仮設工
道路維持・修繕	道路維持	巡視・巡回工, 道路土工, 舗装工, 排水構造物工, 防護柵工, 標識工, 道路付属施設工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, コンクリート工, カルバート工, 法面工, 橋梁床版工, 橋梁付属物工, 横断歩道橋工, 現場塗装工, トンネル工, 道路付属物復旧工, 道路清掃工, 植栽維持工, 除草工, 冬期対策施設工, 応急処理工, 構造物撤去工, 組立歩道工, 仮設工
	道路修繕	工場製作工, 工場製品輸送工, 道路土工, 舗装工, 排水構造物工, 縁石工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 道路植栽工, 道路付属施設工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, コンクリート工, カルバート工, 法面工, 落石雪害防止工, 橋梁床版工, 鋼桁工, 橋梁支承工, 橋梁付属物工, 横断歩道橋工, 橋脚巻立て工, 橋梁補修工, 現場塗装工, トンネル工, 構造物撤去工, 組立歩道工, 仮設工
	橋梁保全工事	工場製作工, 工場製品輸送工, 道路土工, 舗装工, 排水構造物工, 縁石工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 道路植栽工, 道路付属物施設工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, カルバート工, 法面工, 落石雪害防止工, 橋梁床版工, 鋼桁工, 橋梁支承工, 橋梁付属物工, 横断歩道橋工, 橋脚巻立て工, 橋梁補修工, 現場塗装工, トンネル工, 構造物撤去工, 仮設工
	雪寒	除雪工, 仮設工

注意事項：上表の適用工種により難しい場合は、別途判断するものとする。

(2) 業務内容

1) 発注者支援業務共通仕様書の第2002条を基本とする。

2) 打合せ

- ・業務の実施にあたり監督員と管理技術者は、業務全体の業務着手時及び成果物納入時に業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の業務着手時、中間時又は成果物納入時には、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の打合せについては、業務全体の業務着手時及び成果物納入時の打合せと兼ねることができるものとする。

3. 標準歩掛

(1) 積算方法

1) 業務計画・現地調査

以下の歩掛を基本とする。

(単位；人日)

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	1.4		1.0		1業務当たり
現地調査	0.5		0.5		1回当たり

2) 工事区分別

直接人件費の算出のための歩掛は「別紙－1 積算技術業務（各種歩掛）」による。

(2) 打合せ

1) 業務全体計画等に関する打合せ

1回当たり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0.5			0.5	
中間時	0.5			0.5	適宜
成果物納入	0.5				

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

2) 工事毎の打合せ

1回当たり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	0.5				対象工事毎に打合せを行う場合に計上

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3. 工事毎の打合せは、1工事あたり、2回を標準とする。

(3) 各構成費目の算定

①事務用品費

事務用品費は「その他原価」に含まれているため、別途計上しない。

②旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア. 打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「土木工事標準積算基準書（計画調査編）参考資料」により計上すること。

イ. 現地調査にかかる旅費交通費については、現地調査1回毎に以下のとおり計上すること。

1) 使用する業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.5L）とする。

2) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

3) 業務用自動車は、現場内移動（現地調査）のために1日・台当たり2時間計上するものとする。

③電算機使用経費

電算機使用料については、原則として別途計上しない。

第3章 工事監督支援業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、県土整備部が発注する土木工事に係る工事監督支援業務を発注する場合に適用する。

2. 業務内容

(1) 打合せ

- ・業務の実施にあたり、監督員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行うことを基本とする。
- ・業務履行期間中、監督員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。
- ・定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることができる。

(2) 工事管理

- ・発注者支援業務共通仕様書第3003条を基本とする。

(3) 指揮・監督業務

- ・発注者支援業務共通仕様書第1005条第3項を基本とする。

3. 標準歩掛

標準歩掛は、以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
定例打合せ	人	1.2	技師(A)	移動時間を含む。2回/月を標準とする。

- 備考
1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。
 4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

(2) 工事監督支援業務

1) 業務計画

1業務当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人日	1.4	技師(A)	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

2) 工事管理

1工事当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人日	0.4	技師(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人日	1.1	技師(A)	想定される担当技術者が2人以下の場合は、0.5を乗じる。
担当技術者	式	1.0	技師(C)	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

担当技術者については、以下のとおりとする。

- ・担当技術者(式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 19.5人/日・月 + 超過業務標準相当額
- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・超過業務標準相当額は、当初は計上しない。
- ・災害時や緊急時等により、やむを得ず、超過勤務が生じた場合、実績を提示させ、変更の対象とする。
- ・なお、夜間立会いや休日出勤等は、フレックスタイム制や振替休日の活用が考えられることから、超過業務としては扱わない。
- ・超過業務時間当たり標準単価は次式による。

$$\text{超過業務時間当たり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただしA、Bは以下のとおりとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

(3) 各構成費目の算定

①事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

②旅費交通費等

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

- ア. 打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「土木工事標準積算基準書(計画調査編)参考資料」により計上すること。
- イ. 業務用自動車は、現場内移動(報告、調整、連絡業務を含む。)のために1日・台当たり2時間を計上するものとする。

③業務用事務室損料、備品等

業務用事務室損料、備品等は、原則として別途計上しないものとする。なお、計上する場合は、特記仕様書に明記するものとする。

④電算機使用経費

庁舎内及び現場詰所で業務を行う場合のパソコン、プリンター等については、直接人件費に対し率を乗じた額を計上するものとする。

電算機使用経費
直接人件費の 2.7%

(注) 宿泊、滞在を伴う業務で、往復旅行時間にかかる直接人件費を別途計上した場合は、その金額を除くものとする。